

平成 25 年度

島田市の財政の健全性に
関する比率審査意見書

島田市監査委員



島 監 第 35 号
平成 26 年 8 月 21 日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市監査委員 杉 本 護
島田市監査委員 紅 林 貢

平成 25 年度島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

財政健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の意見	6

経営健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 審査の意見	10

(注)

- 1 表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入したため、合計額または増減額が、一致しない場合がある。
- 2 表中における元号は、省略した。

平成 25 年度 島田市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 25 年度 島田市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 30 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

財政健全化に係る審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

区 分	25 年度			24 年度
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	健全化判断比率
(1) 実質赤字比率	— (△7.12)	12.32	20.00	— (△7.24)
(2) 連結実質赤字比率	— (△34.23)	17.32	30.00	— (△31.42)
(3) 実質公債費比率	9.6	25.0	35.0	10.0
(4) 将来負担比率	35.5	350.0		51.5

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字がないため、比率の欄は「—」と表している。() の数値は、計算式に準じて算出した参考比率であり、実質収支が黒字となるため、マイナス表示となっている。

(1) 実質赤字比率

平成 25 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、計算式に準じて算出した参考比率は△7.12%で、実質赤字額は生じていない。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

※一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額の合計額を標準財政規模で除したものの。

一般会計等実質収支額の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分		25 年度	24 年度	対前年度	
				増減額	比率
実質収支額	一般会計	1,548,447	1,573,423	△24,976	98.4
	土地取得事業	0	0	0	—
	休日急患診療事業	6,701	6,089	612	110.1
	計 A	1,555,148	1,579,512	△24,364	98.5
標準財政規模	標準税収入額等	14,782,902	14,665,673	117,229	100.8
	普通交付税額	4,968,389	5,106,194	△137,805	97.3
	臨時財政対策債発行可能額	2,087,812	2,039,405	48,407	102.4
	計 B	21,839,103	21,811,272	27,831	100.1
実質赤字比率 A/B		— (△7.12)	— (△7.24)	— (0.12 ポイント)	—

(2) 連結実質赤字比率

平成 25 年度の全会計を合算した連結実質収支は黒字であり、計算式に準じて算出した参考比率は△34.23%で、連結実質赤字額は生じていない。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

※全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、各会計の実質赤字の合計額から実質黒字の合計額を差し引いた額を、標準財政規模で除したものの。

連結実質赤字比率の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分		25 年度	24 年度	対前年度	
				増減額	比率
一	般 会 計	1,548,447	1,573,423	△24,976	98.4

実質収支額	国民健康保険事業	603,034	466,205	136,829	129.3
	簡易水道事業	7,223	4,300	2,923	168.0
	土地取得事業	0	0	0	—
	休日急患診療事業	6,701	6,089	612	110.1
	公共下水道事業	21,691	22,093	△402	98.2
	介護保険事業	19,821	23,914	△4,093	82.9
	介護サービス事業	12,508	19,470	△6,962	64.2
	後期高齢者医療事業	35,792	31,398	4,394	114.0
	水道事業	778,911	667,439	111,472	116.7
	病院事業	4,442,384	4,040,188	402,196	110.0
	計 A	7,476,512	6,854,519	621,993	109.1
標準財政規模 B	21,839,103	21,811,272	27,831	100.1	
実質赤字比率 A/B	— (△34.23)	— (△31.42)	— (△2.81ポイント)	—	

(3) 実質公債費比率

平成25年度の実質公債費比率は9.6%で、前年度の10.0%と比較すると0.4ポイント低くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。(3か年平均)

単年度では8.7%で、前年度の9.9%と比較すると1.2ポイント低くなっている。

$$\begin{aligned}
 & \text{(算式)} \quad \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \text{ F}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \text{ I}} \times 100
 \end{aligned}$$

※一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計と組合・広域連合等が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる経費から、これに充当される特定財源や基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除したものの。(3か年平均)

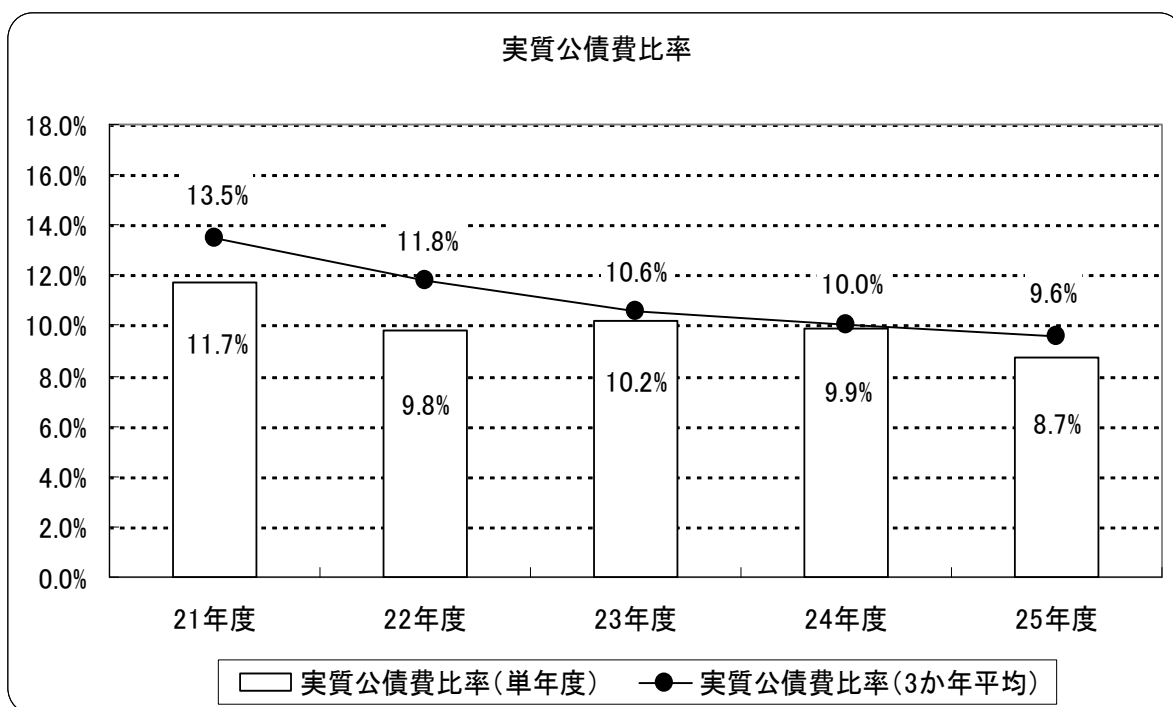
実質公債費比率の状況

(単位：千円 比率：%)

区分	25年度	24年度	対前年度	
			増減額	比率
元利償還金の額 A	4,521,063	4,505,836	15,227	100.3
公営企業の地方債償還の財源に充てた繰入金 B	676,129	679,832	△3,703	99.5
一部事務組合が起こした地方債に充てた負担金 C	70,054	73,622	△3,568	95.2

公債費に準ずる 債務負担行為 D	211,942	252,875	△40,933	83.8
特定財源・算入される公債費等 E	3,833,383	3,624,447	208,936	105.8
F (A+B+C+D-E)	1,645,805	1,887,718	△241,913	87.2
標準財政規模 G	21,839,103	21,811,272	27,831	100.1
算入される公債費等 H	2,944,240	2,869,641	74,599	102.6
I (G-H)	18,894,863	18,941,631	△46,768	99.8
実質公債費比率(単年度) F/I	8.71033	9.96597	△1.25564 ポイント	—
実質公債費比率(3か年平均)	9.6	10.0	△0.4ポイント	—

参考 実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

平成 25 年度の将来負担比率は 35.5%で、前年度の 51.5%と比較すると 16 ポイント低くなっており、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(算式) 将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債

現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) C

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政

需要額算入額) F

× 100

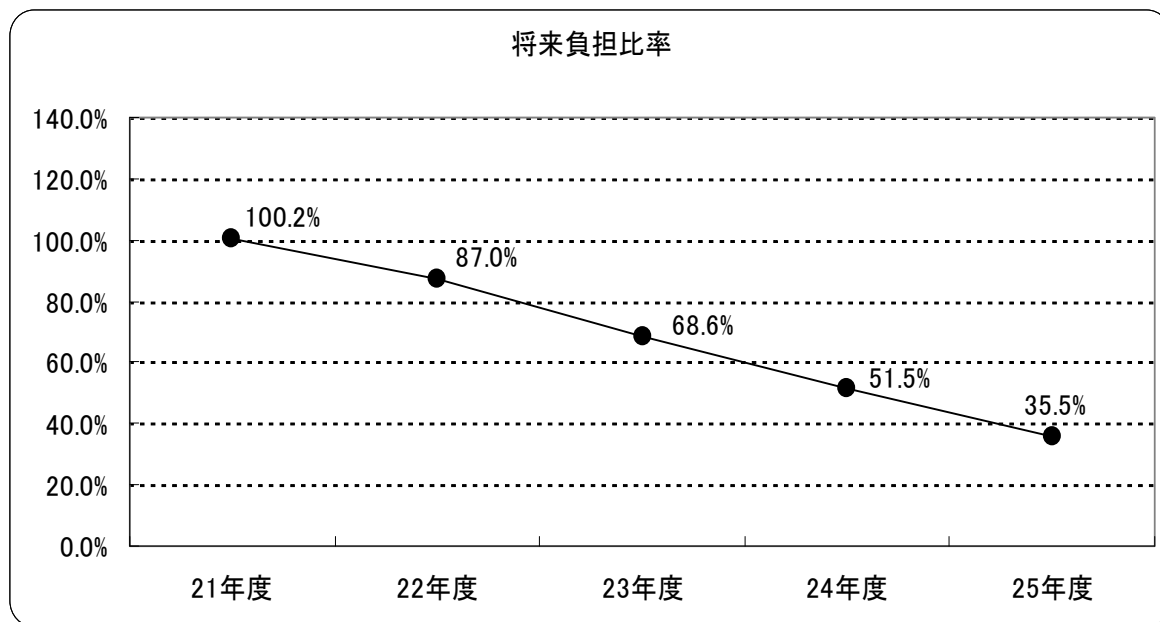
※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来負担額から、地方自治法第 241 条に規定する基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を控除した額を、標準財政規模から、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除したもの。

将来負担比率の状況

(単位：千円 比率：%)

区 分		25 年度	24 年度	対前年度	
				増減額	比率
将来負担額	地方債現在高	42,948,575	42,829,458	119,117	100.3
	債務負担行為 支出予定額	823,783	1,007,859	△184,076	81.7
	公営企業債 繰入見込額	5,728,801	6,084,402	△355,601	94.2
	組 合 等 負担見込額	192,899	260,749	△67,850	74.0
	退職手当 負担見込額	7,768,889	7,981,171	△212,282	97.3
	設立法人の負債額等 負担見込額	0	2,005	△2,005	0.0
	計 A	57,462,947	58,165,644	△702,697	98.8
充当可能財源	充当可能基金	11,053,507	10,027,773	1,025,734	110.2
	充当可能特定歳入 (都市計画税等)	8,210,508	7,806,703	403,805	105.2
	基準財政需要額 算入見込額	31,481,493	30,573,285	908,208	103.0
	計 B	50,745,508	48,407,761	2,337,747	104.8
C(A-B)		6,717,439	9,757,883	△3,040,444	68.8
標準財政規模 D		21,839,103	21,811,272	27,831	100.1
算入される公債費等 E		2,944,240	2,869,641	74,599	102.6
F(D-E)		18,894,863	18,941,631	△46,768	99.8
将来負担比率 C/F		35.5	51.5	△16.0 ポイント	—

参考 将来負担比率の推移



第5 審査の意見

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていない結果となった。また、実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化措置が要求される基準値を下回っており、算出された比率は、年々低下し健全性を高めているといえる。しかしながら、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は年々悪化しており、財政の硬直化が進んでいる。今後、総合計画後期基本計画に位置づけた事業の実施にあたり多額の経費が見込まれるが、財政状況の的確な把握に努め、「選択と集中」を徹底し、効率的かつ健全な行財政運営を推進することを望むものである。

平成 25 年度 島田市経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 25 年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 平成 25 年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 平成 25 年度 島田市簡易水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 4 平成 25 年度 島田市公共下水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 5 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 30 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

経営健全化に係る審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

いずれの会計も、資金不足の発生はなく、健全段階にあると認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	25 年度		24 年度
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率
島田市水道事業会計	— (△85.62)	20.0	— (△73.69)
島田市病院事業会計	— (△38.92)	20.0	— (△35.49)
島田市簡易水道事業特別会計	— (△11.92)	20.0	— (△7.08)
島田市公共下水道事業特別会計	— (△14.85)	20.0	— (△15.15)

※各会計とも資金不足がないため、比率の欄は「—」と表している。() の数値は、計算式に準じて算出した参考比率である。

1 法適用企業（水道事業会計、病院事業会計）の資金不足比率

(算式)【資金の不足額 D】

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

$$\frac{\text{【資金の不足額 D】}}{\text{【事業の規模 G】 営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

(1) 島田市水道事業会計

資金不足は発生していない。計算式に準じて算出した参考比率は△85.62%である。

資金不足額の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分	25 年度	24 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	104,338	155,481	△51,143	67.1
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
流 動 資 産 C	883,248	822,919	60,329	107.3
資 金 不 足 額 D(A+B-C)	△778,910	△667,439	△111,471	116.7
営 業 収 益 の 額 E	913,439	909,105	4,334	100.5
受託工事収益の額 F	3,784	3,449	335	109.7
事 業 規 模 G(E-F)	909,655	905,656	3,999	100.4
資 金 不 足 比 率 D/G	— (△85.62)	— (△73.69)	— (△11.93ポイント)	—

(2) 島田市病院事業会計

資金不足は発生していない。計算式に準じて算出した参考比率は△38.92%である。

資金不足額の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分	25 年度	24 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	783,910	975,522	△191,611	80.4
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
流 動 資 産 C	5,226,295	5,015,709	210,586	104.2
資 金 不 足 額 D(A+B-C)	△4,442,384	△4,040,188	△402,197	110.0
営 業 収 益 の 額 E	11,411,504	11,381,306	30,198	100.3
受託工事収益の額 F	0	0	0	—
事 業 規 模 G(E-F)	11,411,504	11,381,306	30,198	100.3
資 金 不 足 比 率 D/G	— (△38.92)	— (△35.49)	— (△3.43ポイント)	—

2 法非適用企業（簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計）の資金不足比率

（算式）【資金の不足額 E】

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等
 以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）
 －解消可能資金不足額

× 100

【事業の規模 H】

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する
 収入の額

(1) 島田市簡易水道事業特別会計

資金不足は発生していない。計算式に準じて算出した参考比率は△11.92%である。

資金不足額の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分	25 年度	24 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	107,052	131,686	△24,634	81.3
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	114,275	135,987	△21,712	84.0
翌年度へ繰り越す べき財源 D	0	0	0	—
資 金 不 足 額 E(A+B -(C-D))	△7,223	△4,300	△2,923	168.0
営 業 収 益 の 額 F	60,566	60,731	△166	99.7
受託工事収益の額 G	0	0	0	—
事 業 の 規 模 H(F-G)	60,566	60,731	△166	99.7
資 金 不 足 比 率 E/H	— (△11.92)	— (△7.08)	— (△4.84ポイント)	—

(2) 島田市公共下水道事業特別会計

資金不足は発生していない。計算式に準じて算出した参考比率は△14.85%である。

資金不足額の状況 (単位：千円 比率：%)

区 分	25 年度	24 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	813,473	794,903	18,571	102.3
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	835,164	816,996	18,168	102.2

翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
資金不足額 E(A+B-(C-D))	△21,691	△22,093	403	98.2
営業収益の額 F	146,011	145,765	246	100.2
受託工事収益の額 G	0	0	0	—
事業の規模 H(F-G)	146,011	145,765	246	100.2
資金不足比率 E/H	— (△14.85)	— (△15.15)	— (0.30ポイント)	—

第5 審査の意見

水道事業会計・病院事業会計・簡易水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計については、いずれも資金不足の発生はなく、健全な状態と認められた。

病院事業及び水道事業については、独立採算による事業運営を基本とし、さらなる収益の増加及び経費節減に努められたい。

簡易水道事業及び公共下水道事業については、資金の不足額は生じていないものの、一般会計からの繰入金により収支の均衡が保たれているため、業務効率の改善や見直しによる経費の節減に努め、一般会計繰入金の圧縮を図られたい。

